

日介支専協第 2-0069 号

令和 2 年 6 月 10 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業について（令和 2 年度補正予算）
（再度のご連絡）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 4 月 30 日に成立した令和 2 年度補正予算（一次）に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」（令和 2 年 5 月 16 日付、日介支専協第 2-0045 号で既報）につきまして、再度ご連絡させていただきます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症について、通常サービス提供時では想定されない「かかり増し経費等」に対して補助が行われるものです。感染機会を減らしつつ必要なサービスを継続して提供できるよう、当協会も働きかけを行った結果、訪問系サービスの対象に「居宅介護支援事業所」も含まれております。助成対象となり得る事業所が一定数存在しますので、別記の通り概要をお知らせいたします。

貴支部におかれましては、改めて地域支部および会員への周知をお願いいたします。当協会においても、メールマガジンや facebook ページ等で周知いたします。

なお、現在国会で審議中の第二次補正予算案につきましては、成立後に詳細が確定した段階でご連絡いたします。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：田鎖ゆうき
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp

記

1. 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

- ・ 居宅介護支援事業所への助成額は、上限 14 万 8 千円 / 1 事業所です。
- ・ 助成対象は、①利用者又は職員に感染者が発生した事業所、③濃厚接触者に対応した事業所です。
- ・ 対象経費の例は、①事業所の消毒・清掃費用、②マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、③事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等、④連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用等です。

2. 介護サービス事業所等との連携支援事業

- ・ 居宅介護支援事業所への助成額は、上限 7 万 4 千円 / 1 事業所です。
- ・ 助成対象は、感染者が発生した事業所等と連携を行った事業所です。
- ・ 対象経費の例は、追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用や、利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用、職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)です。

※詳細は、添付の「実施要綱」をご確認ください。

※申請様式等、申請に関するお問い合わせは各自治体にお願いいたします。

- ・ 補助率は、国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3 (*) です。

(*) 地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象です。

※基準単価(助成額)は、サービス種別によって異なります。

以上